**平成２６年（フ）第６４３１号**
東京都小平市小川町２丁目1962―203
債務者　鹿島　保雄
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江川　勝一
4　破産債権の届出期間　平成26年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第６４３６号**
埼玉県さいたま市見沼区大字大谷205―６シャインステージＨ202
債務者　松原　巨樹
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　博司
4　破産債権の届出期間　平成26年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第６４４５号**
千葉県柏市しいの木台３丁目14―２　ルミエールＢ―106
債務者　伊藤　雅幸（旧姓倉谷）
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八束　美樹
4　破産債権の届出期間　平成26年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月５日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第６４６６号**
埼玉県川口市東川口６丁目15―９―102
債務者　嶋村　頼弘
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平河　有里
4　破産債権の届出期間　平成26年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月５日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第６４６７号**
東京都江戸川区一之江３丁目５―17　ガーデン・プラザⅠ102
債務者　梅津　　眞
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北出加代子
4　破産債権の届出期間　平成26年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第６５１３号**
東京都北区滝野川５丁目27―９
債務者　初澤　静子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中前　佑一
4　破産債権の届出期間　平成26年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第４４７号**
広島市安佐北区口田１丁目22番９―２号
債務者　福江　貞夫
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　弘美
4　破産債権の届出期間　平成26年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午後２時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２７号**
兵庫県たつの市新宮町船渡36番地２　市営船渡住宅101、事業所の所在地兵庫県たつの市新宮町篠首2366番地１
債務者　三裏電機こと　三裏　　正
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩　和紀
4　破産債権の届出期間　平成26年８月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月10日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
神戸地方裁判所龍野支部

**平成２６年（フ）第２８０１号**
大阪市北区天満橋１丁目８番10―2102号、前住所和歌山県有田市箕島134番地１
債務者　田中　利典
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月29日午後４時15分
5　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第７７号**
群馬県邑楽郡板倉町朝日野４―36―６、住民票上の住所群馬県桐生市東６丁目４番12号
井草工業所内
債務者　井草　芳江
1　決定年月日時　平成26年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三角　俊文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月９日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２６年（フ）第２４１７号**
大阪府茨木市星見町13番18号　三和ハイツ103号、前住所大阪府茨木市舟木町15番20号
債務者　理容あらきこと　荒木　親二
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　雄一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２４９３号**
大阪市東成区中本１―４―20―1003、住民票上の住所大阪市天王寺区小宮町１番15―1502号
債務者　ＬＩＦＥ　ＣＡＲＥ　ＳＰＯＴ　ＴＡＫＡＨＡＲＡこと　髙原　正美
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　祐輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２４９４号**
大阪市東成区中本１―４―20―1003、住民票上の住所大阪市天王寺区小宮町１番15―1502号
債務者　髙原　康子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　祐輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２７８号**
仙台市太白区萩ケ丘11番１号
債務者　日下　敏昭
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　康浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月２日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２６年（フ）第３３８号**
仙台市青葉区栗生４丁目17番地の８　ウェックコート栗生壱番館１―Ｃ、従前の住所仙台市青葉区双葉ケ丘１丁目37番28号
債務者　佐藤　康成
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上林　　佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係